公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年10月14日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：カンボジア国航行安全性向上のための電子海図作製・更新・普及能力強化プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：カンボジア国航行安全性向上のための電子海図作製・更新・普及能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00724

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年10月14日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：カンボジア国航行安全性向上のための電子海図作製・更新・普及
　　能力強化プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

（４）契約履行期間（予定）：2027年1月　～　2031年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第１期：2027 年 1 月　～　2029 年 4 月

第２期：2029 年 5 月　～　2031 年 1 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第１期

１）第１回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の17%を限度とする。
３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の6%を限度とする。

第２期
１）第１回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。
２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の18%を限度とする。

（６）部分払の設定
本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。
１）2027 年度（2028 年 2 月頃）
２）2028 年度（2029 年 2 月頃）
３）2029 年度（2030 年 2 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口
国際協力調達部　契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部
社会基盤部　運輸交通グループ第二チーム

（３）日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年　10月　20日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年　10月　21日　12時まで
3	質問への回答	2026年　10月　26日　まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年　11月　9日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年　11月　18日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先：

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「カンボジア国航行安全性向上のための電子海図作製・更新・普及能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：26a00154）の受注者（株式会社地域計画連合）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/k5wYmSLDCw

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00724_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくように

していただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して、**効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	円借款による新コンテナターミナル整備及び無償資金協力による測量船・機材調達との連携を踏まえた、電子海図更新箇所の優先順位付け及び詳細工程計画	第 3 条 2.(1)（2）
2	公共事業運輸省（MPWT）、シハヌークビル港湾公社（PAS）、英国水路部（UKHO）等、本事業に関係する各関係機関の役割分担を踏まえた連携体制の構築方法、並びに JCC・WG を活用した効果的な事業運営方策	第 3 条 2.(3)、(4)
3	UKHO 研修の活用方法、研修テーマ、実施国、実施期間、参加人数及び日程案	第 3 条 2.(4)

4	水路測量機材及び ENC 作成ソフトの持続的な運用・維持管理を実現するための技術面・組織面・予算面での支援方策	第 4 条 2.(1)③
5	電子海図作製・更新能力の制度化・標準化を図るための SOP 整備及び組織内定着に向けたアプローチ	第 4 条 2.(1)⑤

2. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
  ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及

び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026年6月～7月

・RD署名：2026年9月30日

☒別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）活動計画の立案

各活動を実施するために必要な期間等を勘案し、詳細な活動計画を立案する。特に、本プロジェクトでは、シハヌークビル港周辺海域の海図更新を優先するため、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」及び「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業」等関連円借款事業の工事進捗や完工予定を考慮する。また本プロジェクトの活動には、外務省無償資金協力による経済社会開発計画「航海用電子海図作成のための水路測量船建造計画」にて調達予定の水路測量船と測量機材を活用するため、本計画の進捗を考慮した計画を立案する[2]。

（２）海図の優先更新範囲について

海図更新の対象範囲については、シハヌークビル港周辺及びシハヌークビル港への進入航路を優先的に更新する。特に、シハヌークビル港の新コンテナターミナル（NCT）周辺、浚渫土砂投棄場所、泊地、航路、浅瀬の存在が懸念される島嶼周辺海域を最優先とする。なお、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」で整備される新コンテナターミナル1(NCT1)については、測量は実施せず、既存

[2] 円借款事業及び無償資金協力による関連事業との連携が本プロジェクトの成果発現に大きく影響することから、電子海図更新の優先順位付け及び詳細工程についてプロポーザルにおいて具体的な提案を求める。

の工事後測量データを活用して早期に海図更新を行う。

（３）シハヌークビル港湾公社(PAS)との連携

本プロジェクトでは公共運輸事業省(MPWT)を実施機関としてプロジェクトダイレクター（PD）、プロジェクトマネジャー（PM）を配置し、各成果・活動においてもMPWTを中心に実施するが、港湾工事の測量データ等の海図更新にかかる情報提供や測量船の運用維持管理等について、シハヌークビル港の運営を行っているシハヌークビル港湾公社（PAS）の協力は重要であるため、PASからもJCCメンバー及びWGメンバーとしての参画することとなっている。PASとも連携しつつ、プロジェクトの運営及び管理を行う[3]。

（４）英国水路部（UKHO）との連携

カンボジアにおける海図更新能力の持続的な向上及び国際基準に沿った水路測量・海図作成体制の構築を図るため、本業務の実施に当たっては、英国水路部（United Kingdom Hydrographic Office: UKHO）との連携を積極的に推進する。特に、カンボジア海域の海図についてはUKHOが刊行を行っていることを踏まえ、海図更新に係る手続き、品質管理、データ管理及び海図維持管理に関する技術的知見の共有や協力の可能性について、UKHOとの協議・調整を積極的に行う。また、海図更新能力に関する人材育成や制度整備においても、UKHOの知見・経験を活用し、能力強化活動へ反映する。さらに、高品質かつUKHOの審査に耐え得る海図を作製するための視点や品質管理手法を習得する上で、UKHO主催の海図品質管理にかかる研修を投入することは有益用であるため、C/Pの研修への参加も調整する[4, 5]。

（５）ジェンダー主流化にかかる活動

現在、MPWTのC/P部局である港湾航路海事総局航路港湾建設局には9名の女性が在籍しているが、技術職として採用されながら技術業務に従事している職員はおらず、全員が事務業務を担当している。他方、水路測量やデータ編集業務に関心を有する女性職員もいることがMPWTへのヒアリングで明らかになったため、本プロジェクトでは女性職員の参加を促進し、水路測量及びデータ編集に関する技術を少なくとも2名の女性職員が習得することを指標とすることで合意した。本プロジェクト

[3] 本プロジェクトでは、電子海図更新に必要な情報収集、品質管理及び刊行プロセスにおいて、MPWTのみならずPAS及びUKHOとの連携が不可欠である。また、プロジェクト終了後の持続的な海図更新体制の構築にも関係機関間の役割分担の明確化が重要であることから、各機関との連携体制及びJCC・WGを活用した効果的な事業運営方策についてプロポーザルにおいて提案を求める。

[4] 費用は定額計上とする。

[5] 国際基準に沿った電子海図の品質確保及びUKHOによる審査・刊行プロセスを見据えたQA/QC体制、能力移転方針及びUKHO研修の活用方法とその内容等についてプロポーザルにおいて提案すること。

の活動を実施する上で、ジェンダー主流化の視点を取り込む。

（６）気候変動対策

本プロジェクトは、気候変動に伴う洪水・高潮等の災害リスクへの対応として、監視・予測体制を強化する観点から、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。また、験潮所は、正確な潮位データを収集し、特に、津波や高潮などの沿岸災害の監視・予測に重要な役割を果たすため、防災対策及び気候変動適応策に資すると考えられる。「JICA Climate-FIT（適応版）「4.防災」、技術協力用 簡易版」等を参考に、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候 リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を実施し、本プロジェクトが気候変動対策や生物多様性主流化に資するか検証を行う。

（７）測量船運用・維持管理ワーキンググループとの連携

本プロジェクトでは、外務省無償資金協力「航海用電子海図作成のための水路測量船建造計画」により調達予定の水路測量船及び測量機材を活用して活動を実施する。測量船の運用・維持管理については、MPWT及びPASの職員で構成される測量船運用・維持管理ワーキンググループが設置されている。本プロジェクトでは、測量船の維持管理能力向上を直接の活動対象としていないが、測量船及び測量機材が適切に維持管理され、その機能が継続的に確保されることは、本プロジェクトの活動を円滑かつ効果的に実施する上での前提条件である。このため、本プロジェクトにおいては、測量船維持管理WGの検討状況や維持管理体制の整備状況を継続的に確認し、必要に応じて大使館やJICA等の関係者との情報共有及び連携を図る。

（８）業務内容を変更する必要が生じた場合の柔軟な対応

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行う。JICAはこれら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取る。

（９）各成果・活動の実施に係る留意点

本プロジェクトの実施にあたっては、電子海図作製・更新に必要な測量技術やデータ編集技術の向上のみを目的とするのではなく、MPWTが将来的に自ら継続的

かつ持続的に海図の作製、更新及び刊行を実施できる体制を構築することを重視する。

そのため、成果１及び成果２においては、港湾管理・運営者、船会社、漁業関係者等の関係機関・利用者を巻き込んだ情報収集・共有の仕組みを構築し、海図更新に必要な情報を継続的に入手できる体制の確立を目指す。特に、海上工事、航路変更、港湾施設整備等の情報が適時にMPWTへ提供される制度的・運営的枠組みの構築を念頭に活動を実施する。

また、成果３においては、測量機材の運用能力向上にとどまらず、機材の保守・点検、故障対応、更新計画及び予算確保を含む維持管理能力の強化を図り、プロジェクト終了後もMPWTが自立的に測量業務を継続できる体制づくりに留意する。

さらに、成果４及び成果５においては、測量及び海図編集技術の習得に加え、国際基準に適合した品質管理能力の定着を重視すること。特に、UKHOによる品質審査（QA/QC）に耐え得る高品質な電子海図及び紙海図の作製を目標とし、その過程で必要となる品質管理手順や標準作業手順書（SOP）の整備及び組織内への定着を図る。

各活動の実施にあたっては、「技術の習得」から「組織能力の強化」、さらに「持続的な運用体制の構築」へとつながる成果の発現を意識し、MPWTの海図作製・更新機能の自立的な運営能力向上に資する支援を行う。

第４条　業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１「シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図の作製・更新に関するMPWT の計画策定能力が向上する」に関わる活動

活動1-1：電子海図の作成、更新に関する計画を策定・実行するための組織体制を整備する。

活動1-2：海図整備にかかる港湾当局等との役割分担を整理する。

活動1-3：港湾当局、港湾所有者、船会社、クルーズ船運航者、漁業関係者などの利害関係者との協議を行い、ニーズを把握する。

活動1-4：電子海図の適用範囲と優先順位の調整を行う。

活動1-5：電子海図作製の短期・中期計画を策定する。

活動1-6：関係機関の最新のニーズ確認のための協議を実施し、必要に応じて、 電子海図作製の中期計画を更新する。

② 成果２「シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図作製・更新に係る情報収集のための体制が確立される」に関わる活動

活動2-1：電子海図作製に必要な情報収集・取得のための詳細計画を策定する。

活動2-2：港湾管理者等が所有する既存調査データを入手するとともに、これを継続的に入手するための仕組みを構築する。

活動2-3：港湾管理者等が海上で行う工事や作業の情報を継続的に入手するための仕組みにつき、提案を取りまとめる。

③ 成果３「電子海図作製・更新に必要な機材が適切に運用・維持管理される」に関わる活動[6]

活動3-1：測量機材の維持管理にかかる訓練を実施する。

活動3-2：測量機材の維持管理マニュアルを作成する。

活動3-3：測量機材の維持管理予算確保に向けた支援を行う。

④ 成果４「シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図作製・更新に係る測量実施能力が向上する」に関わる活動

活動4-1：課題別研修「海図作製技術」へ参加する。

活動4-2：測量必要範囲を特定し、基準点測量・水準測量を実施する。

活動4-3：陸地情報・海岸線決定に係る情報の取得を行う。

活動4-4：水路測量・データ解析・船舶停泊地等の底質調査を行う。

活動4-5：潮流観測データ解析を行う。

活動4-6：活動4-1～4-5の手順を網羅した標準作業手順書を作成する。

⑤ 成果５「シハヌークビル港周辺において収集した水路測量データを、国際的に頒布可能な電子海図データの形式に加工できる能力が向上する」に関する活動[7]

---

[6] 本プロジェクトでは、水路測量機材及びENC作成ソフトを活用した海図更新能力の定着が求められる。一方、プロジェクト終了後の継続的な運用に当たっては、技術面に加え、維持管理体制の整備、予算確保及び組織的な運営体制の構築が重要となるため、プロポーザルにおいて、測量機材・ENC作成用ソフトの運用維持管理に係る支援方策の提案を求める。

[7] 本プロジェクトで習得する水路測量及び電子海図作製・更新に係る技術を組織として定着させるためには、標準作業手順書（SOP）の整備に加え、その運用及び継続的な更新を可能とする組織的仕組みの構築が重要であるため、電子海図作製・更新能力の制度化・標準化及び組織内定着に向けた具体的なアプローチについてプロポーザルにおいて提案を求める。

活動5-1：成果２で得られたデータに基づき、電子海図及び紙海図の作製・更新を行う。

活動5-2：作製・更新した電子海図の品質評価を行う。

活動5-3：UKHOによる海図品質チェック（QA/QC）プロセスをレビュー・確認する。

活動5-4：海図刊行を行うUKHOに対し、作成した電子海図を引渡した上で、修正指示に対応する。

活動5-5：電子海図作製/更新に関わる標準作業手順書を作成する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	水路通報体制構築・能力向上研修
背景	カンボジアにおいては、水路通報体制が十分に確立されていない。しかしながら、水路通報は、航路や港湾施設の変更、海上工事等の航行安全に影響を及ぼす情報を利用者へ適時に周知するための重要な業務である。このため、成果1及び成果2の実施に当たっては、海図更新に必要な情報収集体制の構築のみならず、将来的な水路通報（Notice to Mariners）発行及び海図改補業務の実施を見据えた体制整備並びに能力強化に資する支援を行う必要がある。
実施回数	約1回
研修内容（案）	・水路通報の役割及び国際的な運用事例、海図改補との関係についての講義。 ・港湾管理者や工事実施機関等からの情報収集・評価方法、水路通報の作成手順及び発行プロセスについて実践的な演習。 ・収集した情報を電子海図及び紙海図の更新へ反映する手法の習得。 ・カンボジアにおける将来的な水路通報発行体制の構築に向けた関係機関との連携体制及び業務フロー検討。
対象者	MPWT職員
参加者数	約10名/回
開催期間	約10日/回
実施場所	プノンペン市内
実施形態	対面

備考	本研修の講義資料は必要に応じクメール語に翻訳する[8]。

目的	UKHO主催の海図品質管理にかかる研修
背景	カンボジアにおいては、MPWTにおいて海図更新のための水路測量・データ編集を一部実施しているものの、UKHOの審査を経て刊行までにいたっていない。そのため、高品質かつUKHOの審査に耐え得る海図を作製するための視点や品質管理手法を習得する必要がある。
実施回数	約1回
研修内容（案）	・IHO（国際水路機関）基準に基づく電子海図の作成・更新手法の講義。 ・水路測量データの精度評価、誤差管理、品質保証（QA/QC）に関する知識及び実務能力を向のための講義・演習。
対象者	MPWT職員
参加者数	約1名/回
開催期間	約14日/回
実施場所	プノンペン市内または英国
実施形態	対面
備考	本研修はUKHOが主催の研修になるが、研修コースや開催時期、開催場所等は受注者がUKHOと調整する。

（2）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

[8] 資料翻訳費の計上を認める。

- 位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、C/P を対象とし、海図更新・作製能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	契約締結後1カ月以内	日本語 英語	電子データ	―
半期報告・レビュー報告書	6カ月毎	英語	電子データ	―
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	―
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	―
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本 CD-R	2部 2部
		英語	製本 CD-R	2部 3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（2）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（3）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）業務完了報告書及び業務進捗報告書

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）

(イ)業務フローチャート

(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料

(エ)人員計画（最終版）

(オ)研修員受入れ実績

(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(ク)合同調整委員会議事録等

(ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2.技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

（１）電子海図作製の短期・中期計画（活動 1-5）

（２）電子海図作製に必要な情報収集・取得のための詳細計画（活動 2-1）

（３）測量機材の維持管理マニュアル（活動 3-2）

（４）電子海図作製・更新に係る測量実施標準作業手順書（活動 4-6）

（５）電子海図作製/更新に関わる標準作業手順書（活動 5-5）

3.コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題

（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）

（４）活動に関する写真

第６条　再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない[9]。

第７条　機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ENC作製用ソフト	国際基準S-101編集・更新機能があり、国家水路機関向けのもの1ライセンス。	一式	供与機材	本見積

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

[9] ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

別紙1

案件概要表

1．案件名（国名）

国　名：カンボジア王国（カンボジア）

案件名：航行安全性向上のための電子海図作製・更新・普及能力強化プロジェクト
Project for Capacity Development on Electronic Nautical Chart Production, Update and Distribution for Navigation Safety Improvement

2．事業の背景と必要性

（1）当該国における港湾・海図セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジア唯一の大水深港であるシハヌークビル港は、運輸セクターの上位計画「包括的インターモーダル運輸・物流マスタープラン2023-2033[10]」（2023年8月）において海上貿易の玄関口と位置付けられており、同港の安定的かつ安全な運営は、カンボジア経済の発展にとって不可欠である。IMO（国際海事機関）で採択されたSOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）では「海図及び航海用刊行物は、適切なものであり、かつ最新のものでなければならない」と定められており、シハヌークビル港へ入出港する船舶に対してIMOの規則に沿った情報を提供することが求められている。

カンボジア政府は、自国領海等における航行安全を確保する責任を負っているが、現状ではシハヌークビル港に入出港する船舶が利用する電子海図（ENC）が定期的に更新されておらず、最新かつ正確な水深情報が十分に反映されていない。このことは、航行安全の確保のみならず、港湾運営や港の国際競争力の観点からも大きな課題となっている。さらに、2027年には円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」により新コンテナターミナル（NCT）が供用開始予定であり、あわせて港域の浚渫も実施されることから、より大型で喫水の深い船舶の寄港が見込まれる。そのため、最新の海図情報を適時に反映し、船舶へ提供できる体制の構築は喫緊の課題となっている。

また、カンボジア政府の最上位開発戦略である「第一次五角形戦略」（2023年）では、2030年までの高中所得国入り及び2050年までの高所得国入りを目標に掲げ、「経済多様化と競争力の強化」を重点分野としている。この中で、「運輸・物流セクターの連結性及び効率性の向上」が重要な政策課題として位置付けられており、本案件は航路の安全性向上を通じて同戦略の達成に貢献するものである。

我が国はこれまで、開発計画調査型技術協力「電子海図策定支援プロジェクト」（2013年～2016年）を通じて、公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport：MPWT）による電子海図の作製を支援してきた。しかし、同協力は電子海図の作製に重点が置かれていたため、海図の継続的な更新及び普及に係る能力の定着には至っていない。今後、新コンテナターミナルの供用開始等に伴い、港湾及び航路環境の変化を適時に海図へ反映し、最新の航海情報として船舶利用者へ提供していくためには、MPWTによる海図の作製・更新・普及を自律的に実施で

[10] JICA及び世界銀行の支援で作成した「物流マスタープラン」（2018年）に、カンボジア政府が運輸・物流セクターの関連計画・調査結果を統合して策定されたマスタープラン。同マスタープランは、道路、鉄道、河川港、港湾、航空、物流、その他の7つの主要な要素から構成されており、ハード・ソフト両面で投資額計約367億ドルに及ぶ174のプロジェクトが掲載。

きる体制及び能力の強化が必要である。
以上の背景を踏まえ、カンボジア政府は我が国政府に対し、「電子海図作製・更新・普及能力強化プロジェクト」を要請した。本案件は、MPWTを実施機関として、電子海図の作製・更新・普及能力の強化を図ることにより、カンボジア周辺海域における航行安全性の向上を図り、もってシハヌークビル港の国際的信頼性の向上及び円滑な海上輸送の確保に寄与するものである。

（2）当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対カンボジア王国国別開発協力方針（2024年4月）では、「経済成長をもたらす産業の変革と発展」を重点分野の一つとして掲げ、産業振興や投資促進に向けた基盤整備のため、物流（道路、港湾、税関など）の円滑化を通じた連結性強化に取り組むとしている。また、「対カンボジア王国JICA国別分析ペーパー」（2025年1月）では、シハヌークビル港について、取扱容量の逼迫への対応や北米・欧州航路の誘致に向け、施設整備及び運営効率化（デジタル技術の活用を含む）を推進する必要性が指摘されている。加えて、JICAグローバル・アジェンダ（運輸交通）では、船舶航行の安全性の確保・強化が不可欠であり、持続的かつ信頼性・安全性の高い運輸サービスの提供が重要な課題とされている。

本事業は、シハヌークビル港に就航する船舶に対し、最新かつ正確な電子海図情報を提供することを通じて安全な航行に寄与するものであり、SDGsゴール9「強靭（レジリエント）なインフラの構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」及びSDGsゴール13「気候変動に具体的な対策を」に貢献する。

また、外務省無償資金協力による水路測量船及び測量機材の導入が決定されており、2023年12月には「航海用電子海図作成のための水路測量船建造計画」（供与額：10億円）の交換公文が署名された。本事業では、2026年12月頃に供与予定の水路測量船及び測量機材を活用しつつ、電子海図の作製・更新・普及に係る技術支援を実施するため、無償資金協力との高い相乗効果が期待される。以上より、本案件の実施意義は大きい。

（3）他の援助機関の対応

KOICAは、プノンペン～クラチエ間の内水船舶航行にかかる協力を実施した。

3．事業概要

（1） 事業目的

本事業は、カンボジアにおける海図作製担当機関に対し、電子海図作製・更新・普及に係る技術移転を行うことにより、電子海図が継続的に作製・更新・頒布される体制の構築を図り、もってカンボジア周辺海域における船舶航行の安全性向上及びシハヌークビル港の利用促進に寄与するものである。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

カンボジア国周辺海域（主にシハヌークビル港周辺）

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： MPWT職員

最終受益者：カンボジア港湾セクター関係者及び海運事業者

（4） 総事業費（日本側）

約338百万円

（５） 事業実施期間

2027年1月～2030年12月を予定（計48カ月）

（６） 事業実施体制

実施機関：公共事業運輸省（MPWT）

（７） 投入（インプット）

１）日本側

① 専門家派遣（合計約 63.35P/M）：

・業務主任/技術移転計画

・海図作製/更新計画

・海図情報調整・体制構築

・水路測量（１）（２）（３）

・験潮観測/データ解析

・海図作製

・海図品質管理

・水路通報研修

・測量機材維持管理

・研修計画

② 研修員受入：

・課題別研修（海図作製技術）上乗せ

・（必要に応じて）その他の研修

③ 機材供与：ENC 作製用ソフト

２）カンボジア側

① プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー及び技術職員（水路測量、ENC 作製）の配置

② プロジェクト実施に必要な執務スペースの提供（プノンペン、シハヌークビル）

③ プロジェクト活動に必要なデータ及び関連情報の提供

④ ローカルコストの負担（カウンターパート人件費、オフィス恒常経費）

⑤ プロジェクト実施に必要なサービス、施設及び現地経費（船の燃料費を含む）の負担

⑥ 水路測量船及び測量機材一式の提供並びに運航・維持管理の実施

⑦ JICA 専門家に対するオフィス及びプロジェクトサイトへの立ち入りに必要な許可証及び ID の発行

⑧ 水路測量データの日本への持出しに必要な手続きの実施及び許可の取得

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

2023年12月に「航海用電子海図作成のための水路測量船建造計画」（供与額：

10億円）の交換公文が署名された。これに基づき、外務省無償資金協力（経済社会開発計画）による水路測量船と測量機材の導入が進められている。

円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」（2017 年L/A 調印）及び「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業」（2022年L/A調印）にて新コンテナターミナル（NCT1、NCT2、及びNCT3）の整備を進めている。

円借款附帯プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ３」（2022-2027 年）にて、シハヌークビル港湾公社（PAS）によるシハヌークビル港（NCT1、既存コンテナターミナル及びSEZ）の運営・管理能力の強化を図っている。

技術協力「地域中核港・物流ハブ化に向けたシハヌークビル港マスタープラン策定プロジェクト」（2026～2028年）にて、シハヌークビル港が地域の中核港及び物流ハブとなるための、2050年までの同港開発マスタープラン策定に向けた活動が進められている。

２）他の開発協力機関等の援助活動

他の開発協力機関による本事業との連携を考慮すべき援助活動は確認されていない。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類　（C）

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、経済社会開発計画により導入される水路測量船を活用し、海図作製・更新技術者に対する能力強化を中心とした技術協力を実施するものであり、大規模な土木工事や施設整備を伴うものではない。このため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月交付）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項

活動の一部である験潮観測では、正確な潮位データを収集し、特に、津波や高潮等の沿岸災害に対する監視及び予測に重要な役割を果たすため、防災対策及び気候変動適応策に資する。

３）ジェンダー分類：

「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞

MPWTにおいて、女性の積極的採用には取り組んでいるものの、行動計画の策定やジェンダーフォーカルポイントの設置、ジェンダー研修などは行われておらず、特に女性の技術職は未だ多くはないという課題があり、なかでも電子海図の作製や更新を担当している女性技術職員はいない状況である。このような課題に対し、省内での女性技術職員の活躍の場を広げるために、本プロジェクトのカウンターパートとして少なくとも2名の女性技術職員を配置し、電子海図作製・更新に必要な技術の習得を支援するため。

（１０）その他特記事項

特になし

４．事業の枠組み

（１）上位目標：

更新された電子海図（ENCs）が頒布され、特にシハヌークビル港周辺における航行安全が確保されることにより、シハヌークビル港の利用が促進される。

指標及び目標値：

指標１：更新された電子海図（ENCs）がユーザーに提供され、活用されている

指標２：更新され、刊行された電子海図（ENCs）の数

（２）プロジェクト目標：

MPWTの電子海図（ENCs）作製・更新・刊行能力が向上し、電子海図が適切に更新される体制が構築される。

指標及び目標値：

指標１：ENCs作製・更新能力を備えたMPWT職員の数

指標２：新入職員へ知識や技術を伝えるためのマニュアルが作成されている

（３）成果

成果１：シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図の作製・更新に関するMPWTの計画策定能力が向上する。

成果２：シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図作製・更新に係る情報収集のための体制が確立される。

成果３：電子海図作製・更新に必要な測量船・機材が適切に運用・維持管理される。

成果４：シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図作製・更新に係る測量実施能力が向上する。

成果５：シハヌークビル港周辺を対象として収集した水路測量データを、国際的に頒布可能な電子海図データの形式に加工できる能力が向上する。

（４）主な活動

成果１：シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図の作製・更新に関するMPWTの計画策定能力が向上する。

活動1-1：電子海図の作成、更新に関する計画を策定・実行するための組織体制を整備する。

活動1-2：海図整備にかかる港湾当局等との役割分担を整理する。

活動1-3：港湾当局、港湾所有者、船会社、クルーズ船運航者、漁業関係者などの利害関係者との協議を行い、ニーズを把握する。

活動1-4：電子海図の適用範囲と優先順位の調整を行う。

活動1-5：電子海図作製の短期・中期計画を策定する。

活動1-6：関係機関の最新のニーズ確認のための協議を実施し、必要に応じて、電子海図作製の中期計画を更新する。

成果２： シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図作製・更新に係る情報収集のための体制が確立される。

活動2-1：電子海図作製に必要な情報収集・取得のための詳細計画を策定する。

活動2-2：港湾管理者等が所有する既存調査データを入手するとともに、これを継続的に入手するための仕組みを構築する。

活動2-3：港湾管理者等が海上で行う工事や作業の情報を継続的に入手するための仕組みにつき、提案を取りまとめる。

成果３：電子海図作製・更新に必要な機材が適切に運用・維持管理される。

活動3-1：測量機材の維持管理にかかる訓練を実施する。

活動3-2：測量機材の維持管理マニュアルを作成する。

活動3-3：測量機材の維持管理予算確保に向けた支援を行う。

成果４：シハヌークビル港周辺を対象とした電子海図作製・更新に係る測量実施能力が向上する。

活動4-1：課題別研修「海図作製技術」へ参加する。
活動4-2：測量必要範囲を特定し、基準点測量・水準測量を実施する。
活動4-3：陸地情報・海岸線決定に係る情報の取得を行う。
活動4-4：水路測量・データ解析・船舶停泊地等の底質調査を行う。
活動4-5：潮流観測データ解析を行う。
活動4-6：活動4-1～4-5の手順を網羅した標準作業手順書を作成する。

成果５：シハヌークビル港周辺において収集した水路測量データを、国際的に頒布可能な電子海図データの形式に加工できる能力が向上する

活動5-1：成果２で得られたデータに基づき、電子海図及び紙海図の作製・更新を行う。
活動5-2：作製・更新した電子海図の品質評価を行う。
活動5-3： UKHOによる海図品質チェック（QA/QC）プロセスをレビュー・確認する。
活動5-4：海図刊行を行うUKHOに対し、作成した電子海図を引渡した上で、修正指示に対応する。
活動5-5：電子海図作製/更新に関わる標準作業手順書を作成する。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件

・プロジェクト実施に必要な予算が措置される。
・十分な人数のC／Pメンバーが、プロジェクトに配置される。
・測量船の運用・維持管理が適切に実施される。

（２） 外部条件

活動から成果に至るための外部条件

・能力強化した主要なC/Pが配置換えされる場合は、即時に次の担当者を任命し円滑に業務引き継ぎを行う。
・港湾管理者等が海上で行う工事や作業の情報を継続的に入手するための仕組みを、MPWTが正式に構築・運用される。

成果からプロジェクト目標に至るための外部条件

・能力強化したC／Pがプロジェクト目標達成に支障を来すほど離職しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジアにおいて実施された開発計画調査型技術協力「電子海図策定支援プロジェクト」（2013～2016年）では、シハヌークビル港を中心とする海域の電子海図の作製に加え、MPWT職員のデータ処理等に係る能力強化が行われた。その結果、同港のENCsは、2023年にUKHOとのMOU締結を経て刊行・頒布されるに至った。一方で、その後のMPWTによる、マルチビーム測深機を用いた水路測量やENCsの更新はほとんど実施されていない。これらの状況を踏まえ、本事業において電子海図の作製・更新・普及に係る協力を実施するに当たっては、プロジェクト終了後もMPWTが自律的に海図の作製・更新・普及を継続できる実施体制を構築することが重要である。このため、本事業では、電子海図の作製・更新に必要な技術移転に加え、データ収集・管理体制の構築、関係機関との連携強化、標準作業手順書の整備及び予算確保に向けた支援を行うことで、協力終了後もMPWTが自律的に電子海図を更新・頒布できる体制の構築を図る。

7．評価結果

本事業は、カンボジア国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致するものである。シハヌークビル港を海上貿易の玄関口として活用し、同国経済の発展を支えるためには、正確かつ適時に更新された電子海図の刊行・頒布が不可欠である。MPWTが電子海図の作製・更新・普及を自律的かつ継続的に実施できる体制を構築することは、同港における航行安全の向上及び港湾利用の促進に寄与し、ひいてはカンボジア経済の持続的な発展にも貢献するものと考えられる。

また、本事業では、海図更新に係る実施体制の整備や予算確保に向けた取組を通じて、組織面及び財政面の持続性の確保を図ることとしている。以上より、本事業はカンボジア国の開発課題及び開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、妥当性、整合性、有効性及び効率性が高く、航行安全性の向上や物流の円滑化等を通じた正のインパクトが期待されることから、実施の必要性は高い。

8．今後の評価計画

（1） 今後の評価に用いる主な指標

4．のとおり。

（2） 今後の評価スケジュール

円借款本体事業「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業（第一期）」
完成2年後 事後評価 （円借款本体及び円借款附帯プロジェクトを一本化し評価対象とする。）

以 上

別紙2

共通留意事項

1．必須項目

（1）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（2）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（3）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（4）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（5）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

別紙3

共通業務内容

1．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：海図作製にかかる業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：カンボジア国または東南アジア・大洋州地域

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027年1月上旬に契約を締結し、2027年1月下旬を目途に現地渡航してプロジェクト

を開始し、2031年1月の契約終了を目処とする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途　　約　63.35　人月

2）渡航回数の目途　延べ53回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- カンボジア国航行安全性向上のための電子海図作製・更新・普及能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- カンボジア国航行安全性向上のための電子海図作製・更新・普及能力強化プロジェクト Record of Discussion

2）公開資料

- カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/657/657_109.html
- シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業準備調査最終報告書
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030259.html

（4）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（クメール語⇔日本語）	無 測量作業、データ解析、水路通報研修時等、高度な技術伝承を実施する際には通訳の配置を認めるため、積算に含めることとする。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（5）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。
② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

316,532,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上が指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（5,000,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	UKHO海図品質向上	第２章　第	5,000,000円	研修費用一式	一般業務費

	研修に係る経費	３条　２．実施方針及び留意事項（４）			（セミナー等実施経費）

（５）見積価格について.

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙4：プロポーザル評価配点表

別紙4

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（1）類似業務の経験	6	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
2．業務の実施方針等	**（70）**	
（1）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（2）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
3．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
2）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
3）業務管理体制	**（－）**	**（4）**

以上